

事務連絡  
令和6年4月11日

指定就労継続支援A型サービス事業所  
設置主体法人代表者様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長

指定就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定に係る  
スコア方式算定の留意事項について

平素より、本県の障がい福祉施策に御理解いただき厚くお礼申し上げます。

就労継続支援A型サービス費については、利用定員や人員配置に加え、厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される評価点の合計点数に応じ算定されることとなっています。

今般、厚生労働省より、別添のとおりスコア告示を改正した旨の通知がありましたのでお知らせします。

なお、算出したスコア結果については、**毎年度4月中にインターネット等を用いた公表が必要となりますので、特に御注意ください。未公表の場合は、基本報酬の減算（自己評価未公表減算）となります。**

事業者様におかれましては、制度改正に伴う御対応をいただいている最中に誠に恐縮でございますが、内容を御確認いただきますとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係 福留  
TEL 089-912-2424